

丸亀武道館一心会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、丸亀武道館一心会（以下、「会」という。）と称し、丸亀市剣道連盟、丸亀市スポーツ少年団に所属する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を会長指定地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、少年の心身の鍛錬及び剣道の技術の向上、剣道愛好者相互の親睦及び技能の錬磨等を通じ、少年の健全育成並びに剣道の普及発達を図ることをもって、地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 計画的かつ定期的な剣道の稽古
- (2) 剣道に関する各種大会、催物への参加
- (3) 丸亀市剣道連盟に関する行事への協力
- (4) その他、会の目的の達成に必要な事業

第3章 組 織

(組 織)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 特別会員（四段以上の者）
- (2) 正会員（概ね幼稚園児から中学校3年生までの者）
- (3) 一般会員（三段以下の者）
- (4) 賛助会員（剣道に理解を有し、会の事業に協力する者）

(機 関)

第6条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 指導部

第4章 総 会

(総 会)

第7条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年12月末までに会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、また、役員の過半数の請求があったときに招集する。
- 4 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 会則等の改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) その他重要な事項

(総会の決議)

第8条 総会は、会員の過半数の出席（ただし、委任状の提出のあった会員は、出席者とみなす。）で成立し、出席者の過半数で決議する。

- 2 可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5章 役 員 会

(役 員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 事務局員 若干名
 - (6) 監 事 2名
- 2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。欠員を生じたときは、会長が役員会の承認を得て選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第10条 会長は、会務を総括し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代行する。
- 3 理事は、会長の指示により会務を掌握し、会長及び副会長に事故あるときの職務を代行する。
- 4 事務局長は、会計及び事務を総括する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員会)

第11条 会長は、役員会を招集することができる。

2 会長は、会の運営に関し、重要な事項を決定するときは、役員会に諮るものとする。

3 会長は、3分の1以上の役員から役員会の招集の申し出があったときは、役員会を招集するものとする。

(名誉会長、顧問)

第12条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、本会に特に功労のあった者に対し、役員会の決議を経て会長が委託する。

(任 務)

第13条 名誉会長及び顧問は、会長の相談あるとき、これに応じる。

2 役員会から諮問された事項について、参考意見を述べる。

第6章 指 導 部

(指導部)

第14条 この会に次の者で構成する指導部を置く。

(1) 師 範 1名

(2) 指導者 師範が指名した有段者

(任 務)

第15条 師範は、指導部を総括し、指導方針、稽古方法及び内容を策定し、指導者と会員の指導に当たる。

2 指導者は、師範を補佐し、会員の指導に当たる。

第8章 会 計

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(経 費)

第17条 この会の経費は、入会金、会費、寄付金、補助金その他をもって充てる。

(入 会)

第18条 入会希望者は、入会届を提出し、入会金3,000円を納付しなければならない。

2 この会に納付された入会金は、返還しない。

3 入会者には、「会則」、「細則」、「入会のしおり」を交付する。

4 会員が、退会又は休会しようとするときは、退会届又は休会届を提出して、会長の承認を得るものとする。

(会 費)

第19条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 月額2,000円

ただし、中学生は、施設使用料、スポーツ少年団登録料、スポーツ傷害保険料等の実費のみ徴収する。

(2) 一般会員（三段以下の者） 月額 500円

(3) 賛助会員 年額3,000円以上

2 次の会費は、免除する。

(1) 特別会員及び会長が特に認めた一般会員の会費

(2) 正会員において、当該世帯内で3人目以降の会費

(謝 金)

第20条 会の運営について、功労のあった者に対し、謝金等を交付するものとする。

2 支給対象については、細則により別に定める。

(監 査)

第21条 事務局長は、毎年、収支決算を監事の監査に付し、総会に報告するとともに、その承認を得なければならない。

第9章 処 分

(除名及び退会)

第22条 非違事案により、この会の名誉を損じたときは、会長はこれを訓戒し、必要あるときは、役員会の決議を経て除名及び退会勧告を行うことができる。

第10章 補 則

(細 則)

第23条 この会則の定めのほか、この会の運営について必要な事項は、細則により別に定める。

附 則

1 この会則は、平成24年12月1日から施行する。

2 丸亀武道館「一心会」会則（平成21年12月1日一部改正）は、廃止する。